

# 『宣教卿記』 天正四年四月～一二月記

遠藤珠紀  
宮崎肇  
金子拓

はじめに

本稿では、『早稲田大学図書館紀要』六六号・六七号・六八号に続き、一六世紀の公家中御門宣教の『宣教卿記』天正四年四月～一二月記を翻刻・紹介する（請求記号・文書二一 S O 六三九）。本記の概要については六六号・六七号・六八号をご参照頂きたい。

以下、主な内容を紹介する。時の天皇は正親町天皇である。この年宣教は数えの三四才で正五位上右中弁、藏人であった。前年同様、摂関家二条家に参仕するほか、宮中の儀式に参加したり、口宣等の執筆を務めている。公家の収入源である公事物に関する記述がしばしば見え、興味深い（五月二五日条・六月三日条など）。

また興福寺では別当職をめぐって大乘院尋円と東北院兼深の相論が発生していた（金子拓『織田信長権力論』（吉川弘文館、二〇一五年）参照）。六七号で触れた絹衣相論同様、朝廷と信長の関係を考える上で注目されてきた事件である。



『宣教卿記』 天正四年五月三日条～八日条

宣教は、藤原氏の氏寺興福寺の事を管轄する南曹弁を務めており、この件に関与している。五月二二日、東北院兼深からの書状が、兼深の縁者である日野輝資を通じて届けられる。宣教は翌二三日、これを藤原氏の氏長者である関白二条晴良に披露する。二五日にも輝資からこの件で話があった。

六月に入ると大乗院尋憲が上洛し、織田信長と、彼が朝廷政務の円滑な執行のために廷臣から指名した四人衆（勸修寺晴右・庭田重保・中山孝親・甘露寺経元）との間で談合が行われている（六日条・七日条・八日条）。この件は、八日に信長が二条晴良に対し、氏長者晴良の判断とすべきことを示した（『尊経閣古文書纂』。奥野高広編『増訂 織田信長文書の研究』一〇九二号「織田信長朱印状」。二四日条にある「朱印」とは恐らくこの文書を指す）ことにより一度定まったのであるが、一二日に四人衆が勅使として信長の許に遣わされた（二四日条）。この時勅使たちは、兼深を別当職に補すという天皇の意向を申し入れたため、信長は先の判断と違うことに激怒し、四人衆は信長の譴責を受け新地を取り上げられた。最終的に大乗院尋円の別当職再任が確定した。

そのほか時の権力者織田信長関係の記事も多くみられる。信長は四月二十九日に上洛し、妙覚寺に入った。翌五月一日公家・門跡たちはそろって参礼した。しかしこの日は進物を献上したのみで見参はなく、翌日再び祇候している。五月七日には信長が大坂本願寺に大勝したとの情報が入った。五日条には、伊勢神宮に対し、信長出陣の祈禱を行うよう伝えるようにとの柳原資定よりの文書が書き写されている(前頁図版参照)。翌八日には信長から村井貞勝に宛てられた勝利を告げる黒印状を宮中で写し、二条晴良の許にもたらしした。さらに二条昭実とともに、獄門にかけられた雑賀孫一之首(実は孫一のものではなかった)を見物している。同月二日から一八日にかけて、宮中紫宸殿で信長のために中壇護摩が修された。信長は一月にも上洛している(二日条・四日条)。同月二一日、信長は内大臣に任じられた。信長配下の武将たちに関する記事も見える。四月八日、二条家の人々は報恩寺に方違えを行った。この時の方違えは、二条第が信長の屋敷として接収されるにあたり(『信長記』)、二条家の邸宅が報恩寺跡地に移転するためのもので、一〇日に移徙が行なわれた(『言繼卿記』)。この時惟任(明智)光秀から五荷五種が進められている。光秀は普請の奉行であったと思われる(同前)。五月二日には長岡藤孝(のち幽齋)の母が亡くなったとの記事がある。

なおこの天正四年後半は日記がとぎれとぎれとなる。殊に七月七日の後、十一月一日まで記事が見えない。七月記と十一月記は三五紙の表裏に記されており、紙の脱落はないと推測されるが、この間の事情は不明である。宣教はこの後天正六年四月に正四位上藏人頭で早世した。

#### 【凡例】

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。本文には読点および並列点を適宜加えた。

・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。

・抹消された文字は左傍に抹消符を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。文字の上に更に文字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文とし、その左傍に、下の字に相当する数の・を付した。下の字が判読できた場合は、×を冠してその文字を傍注した。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は（ ）、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、適宜に示した。

・改丁は」で示し、丁数を（ ）に入れて下に付した。

### 【翻刻】

四月小

一日、子、一、（山科権）竹兵（竹内長治）同道シテ村井所（真徳）へ行、茶在之、帰ニ予計二条殿へ参、公家衆各参也、御酒在之、予錫・餅進上

四辻公道

スル也、暮々ニ帰参也、御取乱也、」（19ウ）

一、富へ礼行也、

二日、丑、天晴、一、夕方弥介麦飯振舞也、予十疋遣也、

三日、寅、天晴、一、早々西嶋所へ行、朝食在之、次甘（甘露寺）へ来云々、則食持行、汁在之、因幡・孫四郎等也、

四日、卯、天晴、一、石泉院被来也、一、番屋ノ与介来、住持職事申、則御母御局（万果小路房）へ参申入、未返事ナシ、

五日、戌辰天晴、番屋ノ与介来、住持職之事申、上人ノ御礼廿日、御局へ十三文め□□スル也、予ハ少取也、文言如例如此、

慶徳寺住持職之事、所有 勅請也、然者弥可令專。宣仏法興隆宝祚長久延長者、 天氣如此、仍執達如件、」(20才)

天正三年二月十二日

(中御門宣敷  
右中弁判)

龜鶴山慶徳寺住持居屋禪室

一、御母御局御ふみ如此、

仰天正四  
四五 ちらしかき也、

御文のよし申入まいらせ候へハ、やかて又御申入、あまりにくく御かるくしき御事ながら、かみさま御身にうけられ候て、御申入候事にて候へハ、へちきハ御入候ましきとの御事にて御入候よし、心え候て申まいらせ候へのよし御申候、猶うか、いまいらせ候ふんにてこの人またせ申候、御返事おそなハリまいらせ候、かしく、

まいる 御返事 たれにても申給へ こそ大ふ

六日、巳、天晴、一、石泉院被来、

七日、午、天晴、一、二条殿へ御見舞ニ参也、御酒兩度被下也、明日方違ニ(20才)先少々逗留、被移云々、次勸へ行、(勸修寺晴右)

留主云々、左大ニ逢也、勸大女房衆伊勢へ被参云々、留主事ニ錫・餅遣也、(勸修寺晴意  
乘屋元子)

八日、未、天晴、弥介女子ツレ来、小錫持来、餅・酒在之、

一、勸へ行、赤食在之、飛中将・中山中将・(親譽  
為世)五辻・新藏人等也、左大・同入道同前也、次二条殿報恩寺へ方違ニ御出

也、九条殿・二条殿御輿也、三献参也、明知日向御樽五荷五種進上也、夕方御帰也、(御方御所兼老  
御方御所昭光  
光秀)

九日、申、天晴、一、御乳從丹州上洛云々、酒持来、夕食在之、



十九日、午、天晴、一、四後室朝酒振舞也、宿醉散々事也、

(同辻季遠卷)

一、甘へ行、朝酒在之、

廿日、未、天晴、二条殿へ参、御酒被下也、

廿一日、申、天晴、二条殿へ参、御酒被下也、

廿二日、酉、天晴、葉室へ行、甘露寺樽持行云々、夕食在之、沈醉也、(㊄㊄ウ)則帰也、壬生孫三郎一人召供也、弥介

三宮下向、フノリ祓アヲノ送也、次二条殿へ暮々ニ参、長伯寺へ方違ニ御出也、御供ニ参也、小夜過時分御帰也、於報恩寺之前音曲在之、八時分帰也、二献参也、御方御所同前也、

廿三日、戌、天晴、一、富へ朝食ニ過行、(宗統、宿小路氏也)富入道百个日也、式文めカウテンニ遣也、帰ニ岡殿へ参、御酒被下也、予・

女共清水寺之御経へ参也、山科被来、暫雑談在之、茶振舞也、

廿四日、亥、天晴、一、二条殿へ参、本国寺之衆御札申也、御对面、御酒被下也、昼又一盞、於局。醉御酒被下也、九

条殿御方御所等也、夕食被下也、帰ニ勸大煩云々、不知見舞ニ行、殊外之煩也、驢庵来、脈取之、御煩之間、斟酌之

由申也、各種々申棄之事申也、公家衆尽見舞也、甘・予・竹兵夜半之時分帰也、一、從壬生十疋酒取寄也、(㊄㊄オ)

廿五日、子、天晴、一、小かさ煩散々事候間、何方へも罷出也、

廿六日、丑、天晴、一、弥介来、東寺之寿清錫持来云々、弥介持来、一盞在之、

一、西嶋・同女一盞振舞也、次從甘夕テ百本計被送也、

廿七日、寅、天晴、一、大和宗恕尋来、散々煩之間不逢也、

廿八日、卯、天晴、一、無指事也、從富女房衆千夜又事頼之由在之、

一、妙觀院書状当来也、同千夜又事計也、(㊄㊄カ)

廿九日、戌(辰) 天晴、一、信長上洛也、妙覚寺陣取也、下女弥介所へ麦□之合力ニ遣也、

五月大

一日、巳、天晴、一、信長(織田)へ各礼ニ罷出也、堂上次第不同、御門跡次第不同、

二条殿(晴長 御方御所兼孝)。一条殿(御方御所昭室)。二条殿(近衛殿御見御所)。清(信基 家) 花衆、同清花衆、西園寺(公朝)・菊亭(晴季)・徳大寺(久我)・徳大寺(經頼)。大炊御門、門跡衆、聖護院殿(道澄)。

大覚寺殿(尊信)・妙法院殿(性風法親王)・宝宝院殿(三義廣)・青蓮院殿(常朝法親王)、

三条大納言(正親三、三条也)。飛鳥井雅教(孝母)。鳥大(宗茂)。山(中山)大(大)。源大(源田親忠)。甘(甘野寺経五)・藤宰相(源田重通)・源宰相(勸修寺晴忠)・勦弁(鳥丸光宣)・烏弁(鳥丸光宣)・五辻(三条京明)・三条宰相(三、三条也)・伝法輪侍従(三、三条也)。

日野(ノ子考直)・下冷泉(輝資)・松木(宗房)・持明院(基孝)・左衛門督(山背行経)・飛中将(飛鳥井雅教)・坊城(東坊城盛長)・伯(雅朝王)・万(万里小路光房)・弁(兼勝)・広橋(時通)・西洞院(竹内長治)・竹兵(通勝)・中院(実美)・正親町(兼大)。

高倉(範因)・水無瀬(兼成)・中山中将(親綱)・藤侍従(高倉水孝)・上冷泉(為満)。薄(隆昌)・新藏人等也、其外奉公衆、国々ノ大名共エンニ祇候スル也、

(24才)

一、各ニ無見参也、進物取予帰候也、

一、竹兵・四中兩人礼ニ行也、次二条殿へ御礼ニ御酒在之、次富へ礼行、無指事也、

二日、午、天晴、一、信長へ各昨日衆礼ニ行、見参也、進物共進上也、昨日之衆ニ高辻(長雅)・始也、次二条殿へ参、御酒被下也、双六打也、因幡祇候スル也、

一、正親町来、住持職事被申、則調遣、一盞振舞也、庭田披露云々、文言如此、

『宣教卿記』天正四年四月〜二月記

長勝院住持職事、所有 勅請也、弥可被專仏法紹興者、 天氣如此、仍執達如件、

天正四年五月二日

(中御門宣敷)  
右中弁判

瑞鑑和尚禪室

一正親町二一蓋

一、上乘院同道シテ孫四郎所へ行、上乘院金子キラセラル、也、

一、細川長岡母エンシユト云人也、於富小路死去也(云々)、

三日、未、天晴、一、信長二条殿へ被參也、御みやけニカタヒラ三、御所へ進上也、ミノ紙三十束進上也、(二条晴長)  
カタヒラ二ツ、九条殿へ□□御方御所へ二ツ、大政所へへ一ツ、若政所殿へ一ツ也、九献ナト參也、一段ノキケ

ン也、三条大納言・飛大納言・冷泉・予等也、小夜時分帰也、

四日、申、天晴、一、二条殿へ參、料紙五丁被下也、御酒被下也、

一、從壬生弥介節句錢ニ壱斗、料足八百文、信長へ局代二十疋、以上三斗六升之分取来也、

五日、酉、天晴、一、二条殿へ參也、從柳原一品、如此一通、

就右大将出陣之儀、別而可抽懇祈之丹精之旨、可令下知 神宮給之由被仰下候也、謹言、

(織田信長)  
五月五日

(柳原)  
資定

(中御門宣敷)  
右中弁殿

六日、戌、天晴、一、若政所殿ノ御母ノ三十三回云々、御時ニ參也、(寛原女王) 岡殿・上臈御・局・梶井殿・シユフク院殿、

各御相半也、僧衆伏見□□(伏見宮貞教親王室三条香子) (〇〇) 十人計也、御布施五十疋ツ、也、各音曲沈醉也、

一、從柳之一通、今日(壬生御所)官務所へ持行、則遣也、

七日、亥、天晴、一、西嶋所へ夕食ニ行也。女房衆也。暮々ニ帰也、信長大坂衆二千計ウチトラル、也、(二) 棟インキ衆二千計ウチ

トラル、ト云々、珍重也、

八日、子、天晴、一、從勸大幡(勸修寺町石)摩守舎高口宣之礼ニハキサシヲクル也、將監持来也、次二条殿へ參、梶井殿。(入道故胤主)中山同御見御所、

大納言・尊知院殿御弟子御所御成也、夕食參也、次長伯寺へ御方違ニ御成也、御供ニ參也、マキニテ一盞在之、次当

番ニ參也、乍去中院・甘・伯心得ニテ不參也、次從信長如此住進状也、

九日丑天晴

就此表之儀、早々飛脚差(差)越候、昨日者已刻於天王寺北面備候處、則追崩、三千余討捕候、中にも雜賀孫一、大坂

坊主共中にも随分之者共討死候、定大坂其外取出之城共落居不可有程候、然共付城等丈夫ニ申付、可開陣候、連々

散無念候、此趣於京都可申聞候、猶追々可申越候、謹言、

五月八日

墨印

村井貞勝

1 (254)

重而折紙披見候、此表事、巨細先如申聞候、天王寺新城相困候、大坂雜賀之族不相退之条、昨日出馬、午上刻即時追崩、二千余首を切候、散気候、弥大坂廻付城等申付可相語候、急度可落居之段勿論候、各此之趣具可申由候也、謹言、

五月八日

墨印

村井貞勝

九日、共、天晴、一、早々殿下へ參、墨印懸御目也、御方御所御供シテ、雜賀孫一首御見物スル也、ゴク門ニカクル也、次昼時分又御方御所へ參、冷泉・四条(爲通)・官務等也、御酒被下也、次鬮(五北朝也)トリアリ、四条・伊髮(勢)見兩人シテ錫壺対、於相

国御酒在之、九条殿御方御所御成也、予従道帰也、

一、山科ニ夕方白粥振舞也、

十日、寅、天晴、一、吉山入道来、〔忠順〕石泉院被来也、〔忠順〕「(26才)

十一日、卯、天晴、一、吉山入道早々来、多賀サス也、朝食中酒、昼時分一盞、同夕方食同前也、

十二日、戌〔辰〕、天晴、〔辰〕従七時分雨下、一、シ、〔密院殿〕テンニライテ中〔禮〕檀之護摩在之、御室御所新門跡御導師也、〔金持理親王〕東寺衆之次第、

へ仏乘院権僧正光深 へ宝嚴院法印亮祐 へ金勝院法印宗照

へ宝輪院法印宗秀 へ金剛珠院大僧都亮秀

以上、

一、醍醐衆、へ密〔密院殿〕飛院 へ宝〔トウ〕保院  
〔後典〕 〔禮〕〔源長〕

十三日、巳、天晴、一、富へ行、一盞在之、〔四社公憑〕四中へ行双六打也、勝負在之、酒在之也、〔26才〕

十四日、午、天晴、一、從壬生酒二十疋分取寄也、〔密院殿〕金勝院へ錫遣、則行、大酒在之、次二条殿へ参、〔大和御道也、御酒在之〕伯長橋公事

物之義付而被申分、則披露、先催促相ヒカル、ト云々、〔大和来〕大和来餅・酒振舞也、則同道シテ二条殿へ参御酒在之

一、二条殿御方御所へ錫進上スル也、大酒在之、

一、茶之子ニ酒振舞也、孫四郎・同茶々同前也、

十五日、未、雨下、一、弥介所へ夕食二行、式十疋遣也、大酒在之、帰ニ素麵ニテ又一盞在之、以上四五度酒在之、

十六日、申、天晴、一、賀茂・御靈へ参也、〔十〕竹千世里ニテ酒在之、帰今宮へ行、茶計在之、帰ニ丹後屋へ行、素麵ニ

テ一盞(ツク)在之、沈醉也、

十七日、酉、天晴、一、二条殿へ参、東寺之偏照軒・恩鏡院御樟進上也、大御酒在之、次昼過時分御方御所・九条殿御方御所祇園へ御参詣也、林之中にて御酒在之、暮々二帰也、

十八日、戌、天晴、從時分大夕立、大霰降也、雷光甚敷事也。一、暮々当番之間参也、相半西園寺番代西洞院参也、小夜半。時分上臈御局へ参云々、御酒被下也、天目、ニツ也、次護摩ケチクワン也、奉行広橋也、

十九日、亥、天晴、一、從甘有使、祇園へ可同道之由在之、則罷向、於甘一盞在之、五ツ、西嶋召供也、則清水寺へ参、於坂索麵・酒在之、(ツク)帰二予、又甘・勸弁竹子ノ肴ニテ一盞在之、沈醉也、

一、御母御局御出也、餅・酒被下也、次茶之子ニ酒振舞也、茶同前也、  
一、千手世里へ千手世里へ行也、

廿日、子、天晴、從甘使有、昨日礼状也、次因幡所へ夕方可振舞之由使有之、則罷向、甘・妙音院・正親町不図来也、  
一、孝僧食酒、暮々ニ振舞也、

廿一日、丑、雨下、天晴一、孝僧小夜時分、食酒振舞也。夕方因幡所へ、汗在之食持行也双六打也  
一、從仏具屋法印号申、布二段持来也、

廿二日、寅、雨下、一、孝僧阿弥陀光在之、次二条殿へ参、夕食被下也、御方御所九条殿、御方御所東川ノ水御見物也、大水也、  
驚目□

一、從日野所有使、如此從南都申云々、

興福寺別当職、長卷□宣之義無相違之様、申御沙汰□□(ツク)可畏入候、恐々謹言、

五月廿二日

法印権大僧都兼深(東北院)

謹上 南曹弁殿(中御門宣敷)

興福寺別当職之事、任理運被成下宣下候様、御 奏聞所仰候、恐々謹言、

五月廿二日

法印権大僧都兼深

謹上 南曹弁殿

一、西嶋女来、少僧都申、二十疋持来也、一盞在之、

廿三日、卯子天晴、夜半時分大雨也、

一、二条殿へ参、從南都之一通披露スル也、次富へ行、麦飯・竹子汁ニテ食在之、次四中へ行、留主云々、次石泉院被来也、

廿四日、辰丑天晴、一、二条殿へ参、從日野所節々(北院)東福院之事(兼深)「(8ウ) 匱申、成間敷之由返事スル也、

一、四中所へ行、双六打也、勝負在之、一盞ツ、也、

廿五日、巳寅天晴、(從七時分少雨降也)一從一、日野来、東北院之長者宣之事被申也、何も(二条晴長)閑白へ可披露之由申也、

一、石蔵之ツシノカチ五六人、クキウリニ来処、閑白御公事可取之由、各申処、慮外懈怠怠申間、チャウシヤスル也、  
村井所へ御届也、定使兩人来、六人之内一人(ト)メ置物返也、

廿六日、卯雨下、(午) (29オ)

廿七日、(戌未)

廿八日、(戌申) 一、二条殿へ御礼ニ参也、申待スル也、小夜時分赤粥スル也、茶々・カウソン振舞也、先カウソソテン  
カクニテ一盞在之、

廿九日、(戌酉) 一、堀錫持来、(鮎三ツ)、肴也、カウソン・助左衛門一盞在之、

卅日、(戌戌) 一、■吉山朝食ニ来也、相伴也、食過正親所へ行、一盞在之、予又昼時分索麵、正親町・中院・吉山・  
堀振舞也、数盞□□ (29ウ)

六月小

一日、亥、天晴、一、(前良) 二条殿へ参、御酒被下也、中山大・(字源) 源大・(源由重保) 勸弁・(勸修寺辨應) 五辻・(源由重通) 源宰相・(竹内長治) 竹兵祇候也、次原田女尻切公  
事持来、五十疋也、  
一、(二条附史) 御方御所へ各参参、一盞参也、

二日、子、天晴、一、(中御門宣忠、宣教父) 乘察タメニ壬生之左卿時ニ来也、

三日、寅卯天晴、二条殿へ参、伯申公事物之事披露スル也、則伯所へ行、御返事之通申入也、次伊兵衛来、口宣四通申、礼百疋之分沙汰也、次弥介所へ行、白粥在之、一盞在之、

一、むら来、索麵安内銭之事申、二十疋にて種々懇望也、(30才)

四日、卯寅雨天晴下一、白粥在之、孫四郎来也、昼時分先酒在之、

五日、辰卯雨下、一、富小路へ行、次こや所へ行、一盞在之、

一、弥介西七条へ催促二遣也、

六日、戌辰天晴、一、堀来、索麵安内銭事申、二十疋ニテ種々申間、其分也、弥介取次也、次日光院夕食振舞也、石泉院同道也、

一、カウソンニ中酒一盞振舞也、

一、二条殿へ参之由有御使、則参、大乘院殿一昨日御上洛云々、東北院卜ノ兩人ノ申分也、(三乘西実枝)三大・甘中・水無瀬・予等也、御酒在之、小夜時分迄各祇候也、

七日、巳、天晴、一、祇園祭礼也、今日右藏田信長大大将殿へ各可参之由申処、貞勝村井今日ハ四人衆計御談合云々、各無用之由申間、不参也、

一、富へ早々ニ行也、(30才)

七日巳天晴一、新清トキニ来也、次暮々ニ從殿下有御使、大乘院殿御一通、四人衆ニ披露之義被仰下、則各へ持行、各他行之由申也、則參、有様申入也、次いけ、昼時分餅・酒在之、(四法公道) 四中・同侍從等・小倉・カウソン・ア五等也、

八日、午、天晴、一、右大将殿へ參也、先殿下へ早々ニ參之由、御使有之、則參、四人衆へ大乘院殿御一通可被遣之由也、(通勝) 三天被參、種々存分共被申也、次当番之間參也、中院祇候也、

九日、未、天晴、(通題) 從七下時分大雨也、一、上乘院へ御局衆被申也、山桃一段驚目也、大典殿・(信小殿禮安女) 新内典殿・(御修寺等上) 御阿茶々・(高倉本相女) 長橋等也、

公家ニハ四中・予・(万里小路亮房) 万弁・知恩寺之長藤・松泉院等也、以上四五十人計上下有之歟、食・索麵在之也、色々〔弥

陀〕予・松泉院逗留スル也、(31木)

十日、申、天晴、一、朝食過、昼時分帰也、次二条殿へ參、(原朝法親王) 青蓮院殿へ□□御酒在之、数返也、次孫四郎来、一盞可

振舞之由申間、則罷出了、沈酔也、

十一日、酉、天晴、

### (三行空白)

十二日、戌、天晴、一、西嶋女錫方々持来、(山口) 一盞在之、(宣大御郡申九十二其持来) 索麵振舞也、同西嶋来、(山也) 同前也、景長来、一盞在之、茶々

一盞アリ、

一、索麵ノフリ売在之、西嶋取四把送也、

一、庭田申住持職被申、種々懇望之間、三十疋ニテ調遣也、沙汰限也、(重保) (31ウ)

十三日、亥、天晴、一、(経頼) 大炊御門被来、三昧之論旨所望之由被申、則大典殿へ申、難有御沙汰間、申入間敷之由返事

在之、次女房衆・いと・西嶋女同道シテ祇園之御旅へ參云々、

十四日、子、天晴、祇園祭礼也、壬生宗見向ニ来、壬生へ行、夕食在之、宿也、

十五日、丑雨下、朝食過帰也、道次ニテ錦田。子ニ逢、西林寺ニテ一盞。振舞也、丁(32才)

□天晴、

(六行空白)

廿三日、酉天晴、一、キヤクエン待也、カウソン・茶々酒振舞也、

(三行空白) (32才)

廿四日、戌天晴、一、從信長右大将殿(源四)大乗院・東北院兩人御公事ニ付而、大乗院殿御理運之由被申、朱印二条殿へ進上也、又從十二日四人衆從禁裏為御為勅使右大将殿へ被罷下也、右大将殿御気色以外ニテ、四人衆へノ新地取返也、

早々大乗院殿へ宣下被成候への由、(長秀)為使滝川・惟住兩人被指上也、則宣下、予書、禁裏へ進上スル也、飛鳥井(雅教)大納言使也、宣下殿下へ進上也、

廿五日、亥一、石泉院夜半時分死去也、

廿六日、子天晴、一、早々大典殿へ參、朝酒被下也、次從伯耆国之繪之義申入、御礼六貫十文めの分ニ相定也、

廿七日、丑天晴、一、二繪之礼物請取、廿貫之分也、六□□(33才)禁裏□□□□十文め大典殿へしん上スル也、

□カウソン・茶々暮々ニ一盞振舞也、

□行、錫方々取寄也、次中院へ立寄、留主云々、

□正親町所へ行、村井新衛門・祐乘一盞在之、

廿八日、寅天晴、一、二条殿へ御礼ニ參、御酒被下也、伯被參也、

一、日光院へ行、女房衆迄行、素麵・酒振舞也、暮々ニ帰、



五日、申、天晴、一、御母御局〔万里小路房下〕へ索麵・酒申入也、カウソン・茶々・小大夫・下々迄也、

一、下京之索麵公事の分八斗三升二合取来、

六日、酉、天晴、〔少時晴〕一、弥介節句銭取二遣、八木壹斗二升・料足百疋取来也、〔四〕一斗未進也、次尊藏主夕方白粥振舞也、

女房衆・同日光院〔一〕（34ウ）あ五々等也、大酒也、小夜時分帰也、

七日、戌、天晴、一、二条殿〔晴良〕へ御礼ニ参、御酒被下也、次三条殿〔三条西末枝〕へ礼ニ行、則禁裏之歌談合也、如此、

### 七夕枕

七夕の逢瀬ほとなき〔衣々〕天川に枕のちりやはらひわふらん

一、柳へ礼ニ行、一盞在之、此分ハ柳筆也、三八則ヨキ間、此分可然〔二条西末枝〕□□也、

一、礼者共壬生之弥・同宗見・錦田・孫四郎・西嶋・宗善・与次・孫三郎・堀来也、後に吉内来、索麵・酒振舞也、各ハ索麵振舞也、〔35才〕

□□〔十一月小九〕

一日、□二条殿〔晴良〕へ参、朝食被下也、御相半也、〔伴〕右大将上洛之、乍去雑説也、

二日、

三日、権佐予〔常小路種意〕ニ朝食振舞也、中酒三返也、次甘へ行、一盞振舞也、

四日、早々殿下〔二条晴良〕へ参、右大将上洛之間、殿下御向ニ有御座也、通玄寺殿辺迄各罷向也、一段ノ御気見也、

七日、二条殿へ参、維摩会之義御談合也、〔35ウ〕

八日、早上醍醐引家見ニ行也、与次・弥介召供也、先与次於下京一盞振舞也、醍醐ニテ夕食、酒数返在之也、暮々

帰、次葉室弁織事拝賀在之、三十疋持行也、如例三献在之也、山父子(山科言繼一言種)・甘兒(フチ樂寄願宣)・子(為辨之)、冷泉相半也、

一、葉室来、禁色之事申、則長橋へ披露、勅許也、相調遣也、

九日、從南都新薬師除服宣下之事申来、則(兼相)

從吉田大根壺荷送也、

十日、早天二条殿へ参、披露也、從御方御所精進食各御振鬪也、予則御相半ニテ被下也、

□□□孫四郎来□蓋在之、上乘院来也、(道順)「(36才)」

□弥介從□取来之也、

廿一日、右大将大臣於陣之義在之、上卿源大納言、奉行烏丸弁□□弁広橋也、各キンフクリンニテ御礼申也、撰家・

清花・門跡等也、犬ノ刻ニ御对面也、当上者猶不出也、其外勸樂之衆、菊・万弁・(兼勝)中納言・西園寺計也、其外者

各御礼也、

廿二日、立入々道来、首座之口 宣申、上へ一束一本、御母御局へ樽三荷・三種、予二百疋送也、次富へ行、見舞也、

廿三日、早天御下向也、禁裏へ銀百枝・太刀国俊云々、次飛中へ被寄立帰、二条殿へ被参也、トンス十マキ・錦十把・

柳之ヒケクーツ進上也、御盃参也、

十二月大

一日、未、天晴、一、二条殿へ御礼参、御酒被下也、「(36ウ)」

二日、申、雨下天晴、從七時分雨下、

一、柳中納言・源宰相・勸弁・正親町、予夕食振舞也、後二權佐来、吸物ニテ一盞在之、音曲有也、

『宣教卿記』天正四年四月〜二月記

三日、酉、雨下天晴

十五日、天晴、一、維摩会ニ立也、十六日ナカラ兼參也、十石十貫(兼膳)キヤウセン米五未請取也、七日(法事)ノ法師也、廿三日ニ上洛也、

(二行空白) (37オ)

晦日□天晴、従大藏山イモ百本公事物也、

一、西七条丹後所ヨリイモカシラ百送也、「(37ウ)

(えんどう) たまき 東京大学史料編纂所 准教授

(みさご) はじめ 東京大学史料編纂所 特任研究員

(かねこ) ひらく 東京大学史料編纂所 准教授